

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一八一―一〇

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八一―六）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条」に改め、同項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「第三条」を「第三条第一号」に改める。

第九条の見出し中「日数及び時間」を「期間等」に改め、同条中「第十二条」を「第十二条第二号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十二条第一号の委員会規則で定める期間は四週間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごと）に区分することができない場合として任命権者が埼玉県人事委員会と協議して定める場合にあつては、任命権者が埼玉県人事委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とし、委員会規則で定める時間の間は午前七時から午後十時までとし、委員会規則で定める時間は二時間とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。